

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人札幌大学施設・備品等貸出規程第2条の規定に基づき、札幌大学セミナーハウス（以下「施設」という。）の利用に関して必要な事項を定める。

(利用の目的)

第2条 施設は、原則として学生の正課教育や正課外教育、教職員の研究や研修、卒業生の会合等及び本学との文化、スポーツ交流等に供することを目的とする。

(利用者の資格)

第3条 施設を利用できる者は次に掲げる者とする。

- (1) 本学の学生
- (2) 本学の教職員
- (3) 本学の卒業生
- (4) 前3号に掲げる者の他、参与が特に認めた者

(利用の受付期間)

第4条 施設の利用受付期間は、原則として利用日の90日前から利用日前月の15日までとする。

(利用の受付窓口、受付の制限)

第5条 施設の利用に関する受付窓口は運営事業オフィスとする。

2 次に掲げる事項に該当するときは、これを受けけない。

- (1) 選挙及び選挙運動を目的とするとき。
- (2) 政党運動又は宗教活動を目的とするとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) 本学の行事、正課教育及び正課外教育等に支障を来たすと思われるとき。
- (5) その他利用上、支障があると認められるとき。

(利用の申請、許可)

第6条 施設を利用しようとする者は、「セミナーハウス利用申請書（様式1）」（以下「申請書」という。）を提出し、許可を受けなければならない。

2 施設の利用を許可したときは、セミナーハウス利用許可証（様式2）を交付するものとする。

3 利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、申請書の記載事項について変更が生じたとき又は利用を中止したときは、速やかに届け出なければならない。

(利用料金の徴収)

第7条 施設の利用料金は、別に定める。

2 料金は後払いとし、指定された期日までに納付しなければならない。

(休館日)

第8条 施設の休館日は、原則として次に掲げる日とする。

- (1) 事務局の夏期一斉休暇期間
- (2) 11月1日～2月末日
- (3) 施設等保守日
- (4) その他本学の都合により臨時に設ける日

(利用許可の取消し)

第9条 この規程に違反した者又は施設の正常な運営を妨げた者には、施設の利用を制限又は利用許可の取消しをすることがある。

(弁償責任)

第10条 利用者が故意に施設、設備等を汚損、破損又は紛失したときは、弁償の責を負わなければならない。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(学校法人札幌大学セミナーハウス利用要領の廃止)
- 2 この規程の施行に伴い、学校法人札幌大学セミナーハウス利用要領は廃止する。
(様式1)
(様式2)